

(介護予防) 指定短期入所療養介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団白美会(以下「事業者」という。)の運営する介護老人保健施設さくら苑(以下「事業所」という。)が実施する指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護等」という。)を提供することを目的とする。

(指定短期入所療養介護等の運営方針)

第2条 1、事業所では、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画(以下「短期入所療養介護計画等」という。)に基づいて、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った指定短期入所療養介護等を提供する。

2、指定短期入所療養介護等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(指定短期入所療養介護等の一体的運営)

第3条 指定短期入所療養介護等のサービス提供は、同一事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設さくら苑
- (2) 開設年月日 平成25年10月1日
- (3) 所在地 新潟県加茂市千刈二丁目8番13号
- (4) 電話番号 0256-53-5353 FAX番号 0256-53-5352
- (5) 管理者 中山卓
- (6) 介護保険事業所番号 介護老人保健施設(1550980021)

(従業者の職種及び員数)

第5条 事業所の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 管理者(医師兼務) | 1名 |
| (2) 看護従業者 | 10名以上 |
| (3) 介護従業者 | 24名以上 |
| (4) 介護支援専門員 | 1名以上 |

(5) 支援相談員	1名以上
(6) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1名以上
(7) 管理栄養士	1名以上
(8) 事務員	3名以上
(10) 薬剤師	同一法人内の白根大通病院が薬剤管理を行う

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める事業所従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所に携わる従業者の総括管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護従業者は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく看護を行う。
- (4) 介護従業者は、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく介護を行う。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画等の原案を立てる。
- (6) 支援相談員は、利用の申込みに係る調整及び利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 事務員は、経理、レセプト作成、窓口業務等事務業務全般を行う。
- (10) 送迎車両運転手は、入所者を安全運転の下に、当事業所又は利用者自宅まで送迎を行う。
- (11) 薬剤の管理は同一法人内の白根大通病院が行う。

(指定短期入所療養介護等のサービス内容)

- 第7条
- 1、心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、もしくは家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を提供する。
 - 2、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う。
 - 3、通常の送迎範囲は、新潟市、加茂市、田上町、三条市とする。

(利用料その他費用の額)

- 第8条
- 1、指定短期入所療養介護等の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割負担とする。
 - 2、保険対象外費用については、別表利用料により支払いを受ける。
 - 3、前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- ・食事 特段の事情がない限り当事業所の提供する食事をとる。
- ・面会 午前8時30分から午後8時00分
受付に備え付けの面会簿に記入する。
- ・外出・外泊 所定の許可申請書を提出する。
- ・飲食・喫煙 健康管理上の理由、他の利用者への迷惑等で制限することがある。喫煙は全館禁煙とする。
- ・火気の取り扱い 火気類の持込は、一切禁止する。
- ・設備・備品の利用 安全の観点から使用については許可制とする。(刃物類の持込は禁止とする。)
- ・所持品等の持込 他の利用者の迷惑になる品については制限する。
- ・金銭・貴重品の管理 紛失等については保証しかねるため、常時身につけるもの以外は持込禁止する。
- ・宗教活動 個人での宗教は自由だが、他の利用者に迷惑のかかるような宗教活動については禁止する。
- ・ペットの持込 原則禁止だが、アニマルセラピーの面から事業所として持込むことがある。
- ・お菓子の持込 生ものは1度で食べきれぬ量とする。(食中毒防止の為。)
- ・他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者は防火管理者講習を修了した従業者を充てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に充てる。
- (6) 防火管理者は従業者に対し防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育及び総合訓練(消火、通報、避難)…年2回(うち1回は夜間想定)
非常災害設備の使用法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

(従業者の服務規律)

第11条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上を心がける。

(従業者の質の確保)

第 1 2 条 従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第 1 3 条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団白美会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第 1 4 条 従業者は、事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 1 5 条
- 1、利用者の利用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
 - 2、食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水周り設備、厨房設備等の衛生管理を行う。
 - 3、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなくてはならない。
 - 4、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 1 6 条 事業所従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。事業所従業者が本規定に反した場合は、状況に応じ対応を図る。

(虐待の防止のための措置)

- 第 1 7 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2、事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 1、地震等非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用者を介護老人保健施設入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えて利用させない。
- 2、運営規程の概要、事業所従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3、本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第22号)及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第19号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、医療法人社団白美会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 4、事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者などの生命又は身体を保護するためなど緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその容態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。

(附則) この規程は令和7年4月1日から施行する。